



搭乗機(船)名		入国日	年 / 月 / 日		
出発地					
氏名					
現住所 (日本で 滞在先)					
	電話				
国籍		職業			
旅券番号			生年月日	年 / 月 / 日	
同伴家族	20歳以上名	6歳以上20歳未満名	6歳未満名		

1. 下記に掲げるものを持っていませんか？

- |   |    |     |
|---|----|-----|
| ① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持込みが禁止されているもの（下記「申告内容の確認」1. を参照）     | はい | いいえ |
| ② 肉製品、野菜、果物、動植物等の日本への持込みが制限されているもの（下記「申告内容の確認」2. を参照） | はい | いいえ |
| ③ 金地金又は金製品  | はい | いいえ |
| ④ 免税範囲（下記「申告内容の確認」3. を参照）を超える購入品・お土産品・贈答品など           | はい | いいえ |
| ⑤ 商業貨物・商品サンプル   | はい | いいえ |
| ⑥ 他人から預かったもの（スーツケースなど運搬用具や理由を明らかにされず渡されたものを含む）        | はい | いいえ |

2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属などを持っていますか？

\* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?

\* 入国後6か月以内に輸入するものに限る。

\* 確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

* 税関記入欄	金額	円
	備考	
	確認	免税枠優先適用
	外 交 官	ミスハンドル

### 《申告内容の確認》

## 1. 日本への持込みが禁止されている主なもの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など
  - ② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品
  - ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
  - ④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
  - ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
  - ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

## 2. 日本への持込みが制限されている主なもの

- ① 猶銃、空氣銃及び日本刀などの刀剣類  
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワニ・ヘビ・リカゴメ・象牙・じゃ香・サボテンなど)  
③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など  
\* 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

### 3 免税範囲（一人あたり 個組員を除く）

- ・ 酒類3本（760mlを1本と換算する。）
  - ・ 紙巻たばこ200本（外国製、日本製の区分なし。）（2021年9月30日までは400本）
  - \* 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
  - ・ 海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物（入国者の個人的使用に供するものに限る。）
  - \* 海外市価とは、外国における通常の小売価格（購入価格）です。
  - \* 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
  - \* 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

《注意事項》

海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、罰金が課せられることがあります。

この申告書に記載したとおりである旨申告します

署名